

○川越市総合福祉センター条例

平成 7 年 3 月 2 0 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 本市は、高齢者及び障害者の自立の促進及び健康の増進を図り、もって市民の相互交流と福祉の向上に資するため、川越市総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）を川越市小仙波町二丁目 5 0 番地 2 に設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「高齢者」とは、6 0 歳以上の者をいう。

2 この条例において「障害者」とは、障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。

（平 2 3 条例 2 1 ・一部改正）

(業務)

第 3 条 福祉センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 2 0 条の 7 に規定する老人福祉センター及び身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 3 1 条に規定する身体障害者福祉センターの事業に関すること。
- (2) 福祉センターの施設の利用に関すること。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、高齢者及び障害者の福祉に関すること。

（平 1 2 条例 2 3 ・平 1 5 条例 1 6 ・平 1 8 条例 3 1 ・平 2 0 条例 5 ・一部改正）

(利用対象者等)

第 4 条 福祉センターを利用することができる者は、高齢者及び障害者で、市内に住所を有するもの（市内に在学又は在勤する者を含む。）とする。

2 公共団体又は公共的団体は、高齢者及び障害者の福祉の増進を目的とする場合は、福祉センターを利用することができる。

3 市長は、福祉センターの利用又は管理上支障がないと認めるときは、第 1 項に規定する者以外の者に福祉センターを利用させることができる。

（平 1 7 条例 1 7 ・平 2 0 条例 5 ・一部改正）

(利用許可)

第 5 条 福祉センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、前項の許可をしてはなら

ない。

- (1) 管理上支障があると認められるとき。
- (2) 設置の目的に反すると認められるとき。

(目的外利用等の禁止)

第6条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その許可を受けた目的以外に施設を利用し、又は権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第7条 福祉センターの使用料は、別表のとおりとする。ただし、第4条第1項に規定する者及びこれらの付添人等で市長が認めるものの使用料は、無料とする。

- 2 利用者は、使用料を第5条の許可と同時に納付しなければならない。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備等の禁止)

第9条 利用者は、福祉センターの利用に当たり、特別の設備をし、又は既存の設備を移動してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉センターの利用許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 市長が特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第11条 利用者は、福祉センターの施設を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを修理し、若しくは原状に回復し、又は市長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(販売行為の禁止)

第12条 福祉センター及びその敷地内においては、物品の販売等の行為をしてはならない。

ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(協議会)

第13条 福祉センターの運営に関する基本的事項について協議するため、川越市総合福祉センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 行政機関の代表者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、福祉センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、福祉センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 福祉センターの施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第4条、第5条、第9条、第10条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平17条例17・全改)

(指定管理者の指定の手続)

第15条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 市長は、次に掲げる基準を満たすもので適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な福祉センターの利用を確保することができること。
- (2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に福祉センターの運営を行うことができること。
- (3) 福祉センターの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。

- (4) 指定管理業務を安定して行う能力を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

3 市長は、前2項の規定により指定管理者を指定する場合において、既に福祉センターの指定管理者として指定されているもの（以下「既指定管理者」という。）の実績等を考慮して、既指定管理者が福祉センターの設置の目的を効果的かつ安定的に達成し、適切な管理を行うことができると認めるときは、既指定管理者を福祉センターの指定管理者として指定することができる。

（平17条例17・追加）

（管理の基準等）

第16条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に福祉センターの運営を行うこと。
- (2) 福祉センターの施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準を遵守する上で必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉センターの管理の適正を期するために必要な事項

（平17条例17・追加）

（指定管理者による施設の現状変更等）

第17条 指定管理者は、福祉センターの施設の改修、増設その他の市長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（平17条例17・追加）

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、福祉センターの運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 1 7 条例 1 7 ・旧第 1 5 条繰下)

附 則

この条例は、平成 7 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条、第 1 1 条及び第 1 4 条の規定は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年 3 月 2 1 日条例第 2 3 号)

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 5 年 3 月 1 8 日条例第 1 6 号)

この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 6 月 2 3 日条例第 1 7 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第 1 4 条の規定により行われている管理の委託については、平成 1 8 年 3 月 3 1 日までの間は、なお従前の例による。
- 3 市長がこの条例の施行の日以後最初に指定管理者を指定する場合における改正後の第 1 5 条第 3 項の規定の適用については、同項中「既に福祉センターの指定管理者として指定されているもの（以下「既指定管理者」という。）」とあるのは「川越市総合福祉センター条例の一部を改正する条例（平成 1 7 年条例第 1 7 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる福祉センターの管理の委託を受けている者（以下「既受託者」という。）」と、「、既指定管理者」とあるのは「、既受託者」とする。

附 則 (平成 1 8 年 9 月 2 5 日条例第 3 1 号)

この条例は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 0 年 3 月 2 1 日条例第 5 号)

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 1 2 月 1 6 日条例第 2 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 7 条関係）

1 温水プール

利用者の別	使用料（2 時間につき）
一般	3 0 0 円
小学校児童・中学校生徒	1 5 0 円

2 体育室

(1) 専用使用料

時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	1日
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時まで	午前9時から午後 9時まで
全面	1,500円	2,500円	3,000円	6,000円
半面	750円	1,250円	1,500円	3,000円

(2) 個人使用料

専用使用料に係る午前、午後又は夜間の1の時間区分につき 150円

備考

- 1 未就学児童の使用料（温水プールの使用料及び体育室の個人使用料に限る。）は、無料とする。
- 2 利用に当たり利用時間に1単位時間（利用を許可する場合の基本となる時間をいう。）に満たない端数を生じた場合は、1単位時間とする。
- 3 市外居住者（市内に住所を有する者及び市内に在学又は在勤する者以外の者をいう。以下同じ。）が利用する場合又は市外居住者を主たる対象として利用する場合の使用料は、規定使用料の5割増の額とする。
- 4 前号の使用料に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。